

交通事故逸失利益訴訟：控除利息「5%」妥当 遺族の「3%」退け - - 最高裁初判断

交通事故の被害者の逸失利益（将来得られたはずの利益）を算出する際に控除される「中間利息」の利率が争われた2件の訴訟で、最高裁第3小法廷（金谷利広裁判長）は14日、3%とした1、2審判決を破棄し、審理を札幌高裁に差し戻した。遺族側は、大半の訴訟で採用される5%が経済実態からかけ離れて高すぎると3%を主張したが、判決は「逸失利益を算出する際も、法的安定と統一的処理が必要であり、民法の民事法定利率（5%）を差し引くべきだ」との初判断を示した。

今回の判決は、被害者側に不利な判例となり、医療過誤や犯罪などの損害賠償訴訟も含め、大きな影響を与えそうだ。

逸失利益は、被害者が生涯で得たはずの収入を基に算出する。全額を先取りして受け取ると、利息が発生して、将来的に受領する額が計算上の収入を上回ることになるため、訴訟では事前に利息分が引かれる。

利率を定めた法律はないが「特別の取り決めがない場合は年5分」という民法の民事法定利率を根拠に、5%とする判決が多い。一方で、近年の低金利を考慮し、5%未満を認めた下級審判決も増えており、最高裁の判断が注目されていた。

訴えていたのは、ともに北海道で事故死した男性（当時18歳）と小学校4年生の男児（当時9歳）の遺族。第3小法廷は「実質金利の動向からすれば、5%未満に下げべきだとの主張も理解できないではない」としたが「事案ごとに判断が分かれることを防ぎ、被害者間の公平を確保出来る」と判断した。

2件の訴訟とも1、2審は「実質金利の数值は5%にはほど遠い」などとして3%を採用した。利率変更により、逸失利益は、男性のケースで約6600万円から約1900万円、男児は約5500万円から2200万円が減額される計算だが、差し戻し審で、中間利息の利率を5%としたうえで、慰謝料などを含めた賠償額が再度計算される。【木戸哲】

毎日新聞 05/06/14